

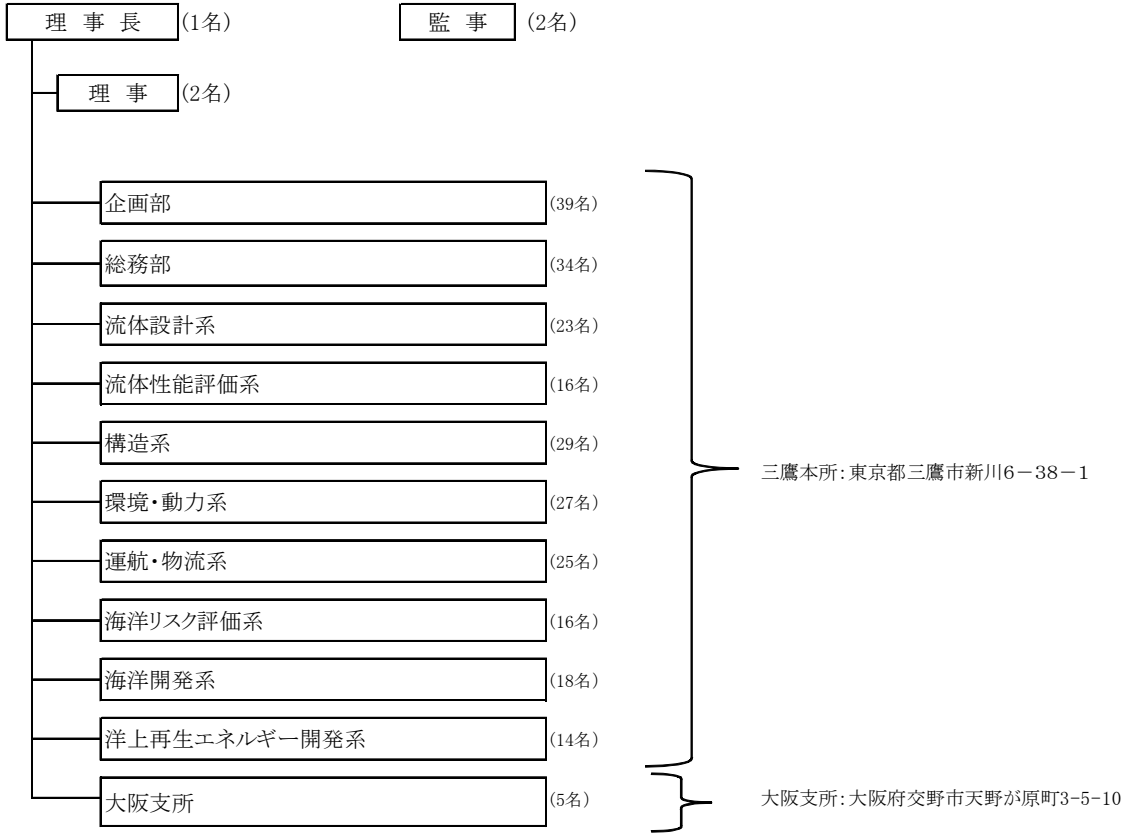
1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所	職員の身分	非国家公務員
法人概要		船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発を実施					
沿革		大5.7 逓信省管船局船用品検査所 → 昭2.11 逓信省管船局船舶試験所 → 昭20.5 運輸省船舶試験所 → 昭25.4 運輸省運輸技術研究所 → 昭38.4 運輸省船舶技術研究所 → 平13.4 独立行政法人海上技術安全研究所 → 平18.4 非公務員化 第2期中期目標・計画へ移行 → 平23.4 第3期中期目標・計画へ移行					
中期目標期間		平成23年4月～平成28年3月（5年間）					
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
役員総数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		5	5	5	5	5[0] (1)	
常勤役員数		4	4	4	4	4	
非常勤役員数		1	1	1	1	1	
常勤職員数[官庁0B](現役出向)(4/1時点)		213	213	212	212	212[0] (20)	
うち間接部門		44	44	43	44	44	
うち事業部門		169	169	169	168	168	
非常勤職員数(官庁0B)(4/1時点)		87 (0)	89 (0)	89 (0)	98 (0)		
給与水準【事務・技術職員】(年齢・地域・学歴動案)		99.8 (102.3)	103.1 (105.6)	100.4 (102.7)	- (-)		
給与水準【研究職員】(年齢・地域・学歴動案)		99.9 (106.4)	100.8 (108.4)	99.7 (107.4)	- (-)		
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度		
予算/決算		決算	決算	決算	決算	当初予算	
国からの 財政支出額 の推移 (百万 円)	一般会計(百万円)	3,282	2,965	2,639	2,677		
	うち運営費交付金	2,933	2,795	2,544	2,570		
	うち施設整備費補助金	349	170	95	108		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-		
	うち委託費	-	-	-	-		
	うち出資金	-	-	-	-		
	特別会計(特会名)(百万円)	-	-	-	-		
	うち運営費交付金	-	-	-	-		
	うち施設整備費補助金	-	-	-	-		
	うち施設整備以外の補助金・交付金	-	-	-	-		
	うち委託費	-	-	-	-		
	うち出資金	-	-	-	-		
計		3,282	2,965	2,639	2,677		
支出額の推移(百万円)		4,029	3,468	3,375	3,168		
収入額の推移(百万円)		4,030	3,582	3,585	3,168		
国の財政支出/収入額(%)		81.4	82.8	73.6	84.5		
財務データ (平成24年度、百万 円)		資産合計	34,533	うち流動資産	826		
		負債合計	1,441	純資産合計	33,093	うち利益剰余金	104

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）



合計310人 ただし、各組織の人数は併任を含む

<記載要領>

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員（平成25年4月1日現在）を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

海洋基本計画（H25.4.26閣議決定）において、「海洋の安全の確保」、「海洋環境の保全」、「海洋資源の開発及び利用の推進」及び「海洋産業の振興及び国際競争力の強化」等が国の講ずべき施策とされている。

国土交通省では、海洋基本計画に示されたとおり「船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保」や、日本再興戦略（H25.6.14閣議決定）に示されたとおり、クリーンで経済的なエネルギーの供給のため「浮体式洋上風力発電の推進」等の施策を実施している。

海上技術安全研究所は、高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一のかつ世界を代表する海事研究機関であり、上記のような海事政策の実現を技術面から支えている。

具体例としては、

①船舶からのCO2排出規制の導入や世界的に初めて構築されるシップリサイクルの条約の策定等について、海事分野の国際的な安全・環境ルール作りの場において、研究データや技術的対策を提示して、日本が先導的な役割を果たすことに貢献

②世界初の浮体式洋上ウィンドファーム（集合型風力発電所）を目指した、国の「浮体式洋上風力発電実証事業」において、施設の安全基準の制定に貢献

③平成20年9月に「海難事故解析センター」を設置し、重大海難事故発生時の即応体制を整備。大型施設を利用した精緻な事故再現や事故防止対策の研究を迅速に行い、運輸安全委員会による「フェリーありあけ号の大傾斜・漂流事故」や「天竜川川下り船事故」等の事故原因究明や具体的な再発防止対策の策定に貢献

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

（メリット）

○業務運営に必要な資金は運営費交付金として一括して交付され、研究所の経営判断により資金配分できることから、その時々状況に応じ、限られた資金を柔軟かつ効率的に用いることができる。

○事故対応等、突発的に必要となる研究の迅速な実施について、研究の規模や外部状況に応じ、プロジェクトチームの設置など必要な組織の設置や人員配置等で柔軟な対応ができる。

（デメリット）

○毎年の運営費交付金の算定に当たり、自己収入を上げれば上げるほど交付金が減額される仕組みとなっており、自己収入拡大への取組みに対するインセンティブが生じない仕組みとなっている。

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
国土交通省	433	(独)海上技術安全研究所運営費交付金

○法人の業務における民間委託の状況

①内部管理業務（調達、給与、研修など）、庁舎管理業務、システム関連業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
庁舎管理業務	守衛業務、会計システム保守業務 等	24	国際警備(株)
			セコム(株)
			三菱スペース・ソフトウェア(株)

②①以外の業務

業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先

No.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	交通分野の4研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について、1法人に統合する。
② これに対する現時点での考え方	<p>平成25年4月に海洋基本計画が閣議決定され、国土交通省では、同計画に示されたとおり「船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保」等に取り組むとともに、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略に示されたとおり、クリーンで経済的なエネルギーの供給のため「浮体式洋上風力発電の推進」等に取り組んでいるところ。</p> <p>海上技術安全研究所については、高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一のかつ世界を代表する海事研究機関であり、海事分野の国際的な安全・環境ルール作りの場における研究データや技術的対策の提示や、世界初の浮体式洋上ウィンドファーム（集合型風力発電所）を目指した、国の「浮体式洋上風力発電実証事業」における施設の安全基準の制定等に貢献するなど、上記のような海事政策の実現を技術面から支えている。</p> <p>また、平成20年9月に「海難事故解析センター」を設置し、大型施設を利用した精緻な事故再現や事故防止対策の研究を迅速に行い、運輸安全委員会による「フェリーありあけ号の大傾斜・漂流事故」や「天竜川川下り船事故」等の事故原因究明や具体的な再発防止対策の策定に貢献するなど、上記のような海事政策の実現を技術面から支えている。</p> <p>このように海事政策を取り巻く環境が変化する中、海上技術安全研究所には、海事部門の研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要であり、これまで築き上げてきた業績を活かし他国機関との連携を強化し、国際的なプレゼンスの維持と研究開発機能の向上を図っていくことが重要である。</p> <p>上記閣議決定に関して、研究機関の統合により、一般的には、間接部門の効率化に繋がり得るとは考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるためシナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかについて課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっていることから、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。</p>
① 措置内容	土木研究所、建築研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所及び電子航法研究所の5法人を統合し、研究開発型の成果目標達法人とする。
② これに対する現時点での考え方	(1) ②と同じ。
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	—
② 対応状況	—

No.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

(4) (1)～(3)を踏まえた各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

国土交通省では、平成25年4月に閣議決定された海洋基本計画に示されたとおり「船舶の安全性の向上及び船舶航行の安全確保」等に取り組むとともに、平成25年6月に閣議決定された日本再興戦略に示されたとおり、クリーンで経済的なエネルギーの供給のため「浮体式洋上風力発電の推進」等に取り組んでいるところ。

海上技術安全研究所については、高い専門的知見と大型施設を有する国内唯一のかつ世界を代表する海事研究機関であり、海事分野の国際的な安全・環境ルール作りの場における研究データや技術的対策の提示や、世界初の浮体式洋上ウィンドファーム（集合型風力発電所）を目指した、国の「浮体式洋上風力発電実証事業」における施設の安全基準の制定等にも貢献するなど、上記のような海事政策の実現を技術面から支えている。

また、平成20年9月に「海難事故解析センター」を設置し、大型施設を利用した精緻な事故再現や事故防止対策の研究を迅速に行い、運輸安全委員会による「フェリーありあけ号の大傾斜・漂流事故」や「天竜川川下り船事故」などの事故原因究明や具体的な再発防止対策の策定に貢献している。

このように海事政策を取り巻く環境が変化する中、海上技術安全研究所には、海事部門の研究開発業務を重点的かつ機動的に実施できる体制が必要であり、これまで築き上げてきた業績を活かし他国機関との連携を強化し、国際的なプレゼンスの維持と研究開発機能の向上を図っていくことが重要である。

組織見直しの考え方について、研究機関の統合は、一般的には、間接部門の効率化に繋がりが得るとは考えているが、各法人の扱う研究分野や研究業務の性質が大きく異なるため、シナジー効果は期待できず、法人の長が統合した組織全体を適切に運営し得るかに課題があると認識している。また、各法人の研究業務の性質は異なっており、研究開発法人の制度見直しの動向も踏まえつつ、真に国の政策実施機能を担う独法の機能強化に具体的効果があるか否か等につき、十分かつ慎重に検討していく必要がある。

No.	81	所管	国土交通省	法人名	独立行政法人海上技術安全研究所
-----	----	----	-------	-----	-----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

2（4）財政規律、報酬・給与等の見直し及び情報公開の充実

①財政運営の適正化、説明責任・透明性の向上、経営努力の促進

○「運営費交付金の算定に当たり、自己収入の目標を達成した場合に増加分の一定割合を控除しないこととする。一方、目標不達成の場合には、運営費交付金の算定の際に、事務・事業の内容や継続性等を踏まえて運営費交付金の削減を総合的に判断する。」

<意見>

自己収入拡大への取り組みに対する更なるインセンティブを与えるために、「増加分の一定割合を控除しないこととする。」ではなく、自己収入の目標を達成した場合の増加分の全てを控除しないことを検討いただきたい。

また、特に、知的所有権収入については、年度間の変動が大きいため、目標不達成を以て運営費交付金を削減した場合は、研究所の円滑な事業の運営に支障を来す恐れがあることから、制度設計に当たっては、ご配慮いただきたい。

3. 各法人の事務・事業の特性を踏まえた法人の整理と類型化等について

(3) 研究開発を行う法人への対応について

② 見直しの方向性

○「国の科学技術イノベーション政策を確実に実施・反映していくため、主務大臣は司令塔たる総合科学技術会議が定めた国際水準を踏まえた評価指針に基づく評価を行うとともに、総合科学技術会議は法人の中期目標期間に係る業績評価等に関与」

<意見>

総合科学技術会議の中期目標期間に係る業績評価等への関与にあたっては、法人の業務内容を勘案し、総合科学技術会議が関与する法人を特定する必要がある。

主務大臣と総合科学技術会議の役割等を明確化し、評価項目の必要性を精査することで、法人の「評価疲れ」を防止するようご配慮いただきたい。

（参考）自民党政権公約 J-ファイル2013（抄）

340 独立行政法人改革

・・・評価項目の必要性を精査して「評価疲れ」を防止するとともに、業務の達成度合いと効率化度合いに分離します。